

第3章

施策の基本目標

◆第3章 施策の基本目標

1. 基本理念

広げよう!!

地域ぐるみで“子育て応援”の輪・話・和…

子どもの笑顔 輝くまち 朝倉市

わが国における人口減少や少子(高齢)化の背景には、未婚化・晩婚化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等が挙げられます。こうした“子ども・子育て”を取り巻く状況は、朝倉市においても例外ではありません。

様々な課題や状況を抱える中で本市は、すべての子どもたち一人一人の“健やかで、伸び伸びとした育ち”を実現するため、家庭での子育てを基本としながらも、地域ぐるみで“子ども・子育て”を支援する、有機的な支援の仕組みが重要です。

そこで、『自助・共助・公助』という観点から、特に『共助』(協働)の持つ【分かり合う・支え合う・ともに伸び合う】よさを生かし、～人をつなぐ【輪】・心をつなぐ【話】・地域社会をつなぐ【和】～を通して、子どもの笑顔が輝くまち＝朝倉市をめざします。

子どもの笑顔が輝き、幸せに育ち合うまちになるようにとの思いを集約して、基本理念を掲げ、計画を推進します。

- 輪 … 人をつなぐ
話 … 心をつなぐ
和 … 地域社会をつなぐ



《合い言葉》：“子育て応援”の あ・い・う・え・お

- あ … 安全・安心を第一に
い … 一緒に、地域ぐるみで
う … 嬉しくて、温かなサポートを
え … 笑顔あふれる子どもたちの
お … 大きな夢・希望に向けて!!

2. 基本的視点

基本理念のもと、子ども・子育て支援を進めるうえでの共通の考え方として、以下の4つの視点に立って計画を進めることとします。

基本的視点Ⅰ 健やかにのびのび育つ子どもをめざして

- ◆子どもの主体的な成長にはいきいきとした心を欠くことはできません。いじめや不登校、そして近年深刻化する児童虐待等の問題は子どもの心に深い傷を残し、健全な成長への歩みを遅らせてしまうこともあります。
- ◆すべての子どもたちは幸せに生活し、必要な支援を受ける権利があります。私たち一人ひとりがこのような意識を持ち、子どもたちが地域でのびのびと育つことができる環境をつくるのが大切です。

基本的視点Ⅱ ゆとりを持って楽しみながら子育てできる環境づくり

- ◆子どもが健やかに育つためには、親や家族の温かい愛情の中で子どもを育てることが必要です。親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、親としての自覚と責任を高め、愛情ある子育てが次代に継承されるように、親の子育て力を高める必要があります。
- ◆男女がともに子育ての責任を担い、仕事と子育ての両立ができる環境の実現に努めるとともに、子育て家庭に対して様々な取組を行うことにより、ゆとりを持って楽しく子育てができる環境をつくるのが大切です。

基本的視点Ⅲ みんなで子育て家庭を応援する地域社会づくり

- ◆子育て・子育て支援は、地域社会・企業・学校・行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。これからの次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくために、地域に住む一人ひとりがすべての子どもの育ちと子育て家庭を見守り、地域全体で子育てを応援することが大切です。

基本的視点Ⅳ 安全・安心 まちづくり

- ◆安全な遊び空間や住環境の整備、子どもの交通安全対策の充実、犯罪などから子どもを守るための地域活動の推進、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい環境づくりなどによって、安心して子育てができるまちづくりを進めるのが大切です。

3. 施策の体系

基本理念

広げよう!! 地域ぐるみで “子育て応援” の輪・話・和・・・子どもの笑顔 輝くまち 朝倉市

基本的
視点

- 安全・安心 まちづくり
- みんなで子育て家庭を応援する地域社会づくり
- ゆとりを持って楽しみながら子育てできる環境づくり
- 健やかにのびのび育つ子どもをめざして

基本目標・単位施策

1 子育て家庭への支援をする仕組みづくり

- (1) 子育て支援と集いや相談による不安の解消
- (2) 子育て情報の提供
- (3) 子育てに関する経済的負担の軽減

2 子育て家庭の心と体の健康づくり

- (4) 妊婦の健康や安心安全な出産の確保
- (5) 乳幼児・青少年の健康の推進

3 子どもの健やかな成長のための教育づくり

- (6) 豊かな心の育成
- (7) 健やかな体の育成
- (8) 教育環境の充実

4 働きながら子育てできる社会づくり

- (9) 多様化するライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実
- (10) ひとり親家庭への支援と就労促進
- (11) 市内事業所への啓発

5 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

- (12) 支援を必要とする子ども・家庭の早期発見及び相談の充実
- (13) ひとり親家庭の自立支援
- (14) 障がいのある子どもの支援及び環境づくり

6 みんなが安心して暮らせるまちづくり

- (15) 医療体制の充実
- (16) すべての子どもが安全に暮らせるまちづくり
- (17) 犯罪から子どもを守る体制づくり

4. 子ども・子育て支援施策

基本目標1 子育て家庭への支援をする仕組みづくり

保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、子育てするすべての人に対してさまざまな支援が提供できるよう、地域と連携しながら、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

単位施策1 子育て支援と集いや相談による不安の解消

- 地域子育て支援センターやつどいの広場において、交流、育児相談などにより、子育てで不安の軽減を図ります。また、子育て支援従事者の育成・資質の向上に努めます。
- 地域子育て支援センターやつどいの広場のほか、コミュニティやボランティア等、身近な地域での子育て支援を促進します。
- 離乳食教室や育児相談会などの各機会を通じて、親子のふれあいや保護者同士の交流の機会、適切な相談ができる場を提供します。
- 教育・保育の施設において、地域の子育て支援としての機能を生かし、園庭開放を推進するなど、交流と子育てで不安の軽減を図ります。

単位施策2 子育て情報の提供

- 子育てに関する様々な情報を多様な方法によって提供し、地域の子育てに関する情報源として、身近で役立つ情報提供をめざします。
- 各種手当・助成制度に関する情報を提供し、制度の普及と利用促進を図ります。

単位施策3 子育てに関する経済的負担の軽減

- 中学生以下の児童を養育する保護者に児童手当を支給します。
- 就学前児童の通院・入院及び中学生までの児童の入院に係る医療費を助成します。
- 幼児・児童インフルエンザ予防接種料金を助成します。
- 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの利用料について、利用者の経済的負担に配慮した利用者負担額の設定に努めます。
- ひとり親家庭の医療にかかる負担軽減のため、医療費の助成をします。
- ひとり親家庭や寡婦の生活の安定のため、各種資金の貸付の相談を受けます。
- 障がいのある児童、重度の障がいがある方に手当の支給や医療費を助成します。

基本目標 2 子育て家庭の心と体の健康づくり

安心して妊娠・出産・子育てができるように、家族の健やかな心と体の育成を充実させます。

単位施策 4 妊婦の健康や安心安全な出産の確保

- 妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付し、あわせて妊娠中の生活や子育てについての正しい知識の情報提供や保健指導を行います。
- 母子の健康管理を目的として、妊婦健康診査補助券を発行し妊婦健康診査の受診を推奨します。
- 安心して妊娠・出産・育児をするためのマタニティクラスや、出産を迎えるためのプレパパママクラスなどを行い、正しい知識の普及や不安の解消を図ります。

単位施策 5 乳幼児・青少年の健康の推進

- 産後ケアとして育児不安の解消や軽減、養育環境の把握、児童虐待防止の観点から乳児がいる全家庭を訪問し、あわせて子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。
- 乳幼児の病気の予防・早期発見、心身の発育・発達チェック、生活習慣や育児に関する相談、児童虐待予防・早期発見のため、乳幼児健康診査を実施します。また、専門家に個別相談ができる相談体制の充実と周知に努めます。
- 乳幼児の病気の予防のため、予防接種を実施します。
- 乳幼児の保護者に対する食生活の知識や情報を提供し、保護者の食に関する意識の向上を図ります。
- 「朝倉市食と農推進計画」に基づき、保育所（園）、幼稚園、小中学校において、食に関する体験や学習によって正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。また、地元農産物の消費を進め地産地消を推進します。
- 未成年者の喫煙や飲酒、薬物に関する学習や啓発を図ります。

基本目標3 子どもの健やかな成長のための教育づくり

子どもが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる教育環境を整備し、学校と地域が連携して、創意工夫による特色ある教育活動を推進します。また、いじめや不登校を未然に防止するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を進めます。

単位施策6 豊かな心の育成

- 学校生活への適応や個性の伸長、基本的な生活習慣の確立などの指導を行います。
- 子どもたちが自己有用感や自己肯定感を持ち健やかに成長できるような教育に努めます。
- 不登校やいじめ等の問題の解消に向け組織的、継続的な対応に努め、児童生徒の健全育成を図ります。
- 人権を大切に、生命の尊さを学び、他人を思いやる豊かな心を持てるよう人権・同和教育や道徳教育の更なる推進に努めます。
- 子どもと高齢者、乳幼児と児童生徒、学校と地域との交流など、様々な形の交流体験を持つことで豊かな心を育みます。
- 郷土の歴史や自然、伝統文化にふれる機会を提供したり体験活動を行うことで、ふるさと「朝倉」に誇りを持ち、豊かな感性を育みます。

単位施策7 健やかな体の育成

- 幼児については、遊びを通して友達との関わりを深め、思いやりや親しみの心を育むとともに、伸び伸び体を動かすことで体力の向上、健康増進を図ります。
- 児童生徒については、体力・運動能力の向上を図るため、授業による十分な運動量の確保、それぞれの子どもの応じた運動目標の設定などを通して、外遊び奨励、スポーツの習慣化を図ります。

単位施策8 教育環境の充実

- 小中学校施設の耐震化や維持管理、校舎等の改築などを計画的に行い、安全な学校施設の整備に努めます。
- 児童生徒の登下校の状況把握や通学路の点検、安全確保のための危機管理体制に努め、保護者、地域と連携した防犯体制を整えます。
- 学校・保護者・地域が連携して、有害図書・有害玩具・有害広告など、子どもを犯罪

の被害から守るための活動を推進します。

基本目標4 働きながら子育てできる社会づくり

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な働き方に合わせた保育サービスなどの充実が求められています。また、仕事時間と生活・育児時間のバランスがとれるように働き方の見直しを進めることが重要です。家庭や地域における支援体制の整備をするとともに、事業主の理解と協力も得て、子育てしやすい社会づくりを進めていきます。

単位施策9 多様化するライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実

- 就学前の教育や保護者の就労等による保育の必要性のある子どもの保育を行うため、教育・保育サービスの量的確保とともに、職員の研修等を行い質の向上を図ります。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、トワイライトステイ、ショートステイを実施するとともに、制度周知を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育）において、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を推進します。
- 一時預かり等を利用できない保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業等を実施し、PR活動を強化します。
- 家庭においての固定的な男女の役割を解消するため、男女共同参画意識の普及啓発を推進します。
- 親になる上での心構えや認識を高めてもらうとともに、仲間づくりの場を提供します。

単位施策10 ひとり親家庭への支援と就労促進

- ひとり親家庭に対して、安心して生活できるようそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援、子育て支援、相談体制等を充実していきます。

単位施策11 市内事業所への啓発

- 市内事業所に対し、労働環境の改善、育児休業の取得促進、ワーク・ライフ・バランス等の啓発に努めます。

基本目標5 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

特に支援が必要な子どもや家庭に対して、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

単位施策12 支援を必要とする子ども・家庭の早期発見及び相談の充実

- 家庭児童母子相談員を配置し、児童の福祉や養育に関する相談・支援を行います。保育所（園）・幼稚園・各小中学校との連携を図り相談支援につなげます。
- 乳幼児健康診査で、支援を必要とする児童の早期発見や相談を実施し、専門機関による医療や指導を受けられるよう支援します。
- 関係機関や地域が一体となり、児童虐待や配偶者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を予防するとともに虐待や暴力の早期発見、早期対応、再発防止を図ります。
- 養育支援が必要な家庭に指導及び助言を行い、適切な養育の実施を確保します。

単位施策13 ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭における児童の福祉や養育に関する相談、就業等の自立支援、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度など、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立を図ります。

単位施策14 障がいのある子どもの支援及び環境づくり

- 市内の全保育所（園）において障がい児保育を実施し、障がいのある子どもたちが安心して生活でき、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう保育環境づくりを進めます。
- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導及び必要な支援を行う体制を確立します。
- 障がい福祉に関わる外部機関との連携強化を図り、相談支援事業の充実に努めます。

基本目標6 みんなが安心して暮らせるまちづくり

子どもが安心・安全に生活できる環境づくりのため、子育てにふさわしい居住・生活環境や子育て家庭が安心して外出できるような環境の整備、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための取り組みを推進していきます。

単位施策15 医療体制の充実

- 子どもの病気や事故において、夜間や休日などの緊急の場合であっても適切な診療が受けられるよう、関係機関と連携し小児救急医療体制の充実を図ります。
- 保育所（園）・幼稚園・小中学校の AED（自動体外式除細動器）設置を推進するとともに、園だより・学校だより等で病気やけがの対処法についての情報提供に努めます。

単位施策16 すべての子どもが安全に暮らせるまちづくり

- 公共施設等のバリアフリー化に努めます。
- 公共施設等における授乳場所やおむつ替えができる設備を有している「赤ちゃんの駅」の設置拡大と情報提供に努めます。
- 市民が憩いや遊びを楽しむための空間である公園の維持管理を行い、遊具の補修・撤去・更新等に努めます。
- 子どもを交通事故から守るため、保育所（園）、幼稚園、小中学校で交通安全教室を開催し、登下校時の交通安全を図るため市内通学路の交差点等での交通指導に努めます。
- 歩行者や自転車が安心して通行できる空間の確保を図ります。

単位施策17 犯罪から子どもを守る体制づくり

- 小中学校での防犯対策及び防犯教室の実施及び各保育所（園）での防犯指導の充実を図ります。
- 緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の周知を図り、協力者の拡充及び既登録者へ更なる協力を求めます。
- 犯罪防止のため、必要な箇所へ市民団体や市民が共同で街路灯の設置や補修を行った場合に補助を行います。
- 地域活動等のボランティア組織による見守りの取組を支援します。
- 巡回パトロール時に青パトを活用し、子どもたちの見守りを支援します。